

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
要綱

1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）の一部改正を踏まえ、管理不全空家等に対する措置を追加し、法に定められた事項を削除するほか、所要の規定の整備をするものである。

2 改正の内容

- (1) 管理不全空家等の定義を追加する。【第 2 条関係】
- (2) 管理不全空家等の認定の規定を追加する。【改正後の第 1 2 条関係】
- (3) 管理不全空家等に対する指導および勧告の措置の規定を追加する。
【改正後の第 1 3 条関係】
- (4) 相続人の不存在および不在者への対応の規定を削除する。【改正前の第 1 7 条関係】
- (5) 青梅市空家等対策審議会において諮問等をする事項に、管理不全空家等の認定および当該管理不全空家等の所有者に対する指導、勧告等を追加する。【改正後の第 1 9 条関係】
- (6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日